

JEMAI環境ラベルプログラム
(カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム)

カーボンフットプリント算定・宣言規程

制定：平成27年5月1日

文書管理番号：CR-07-01

一般社団法人産業環境管理協会

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人産業環境管理協会（以下「協会」という。）が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」（以下「CFPプログラム」という。）における、カーボンフットプリント（以下、「CFP」という。）算定および宣言について定めるものである。

(CFP 算定および宣言の概要)

第2条 CFPプログラムにおいて、製品に係る CFP 宣言を希望する事業者は、以下に定める要求事項および該当する CFP 製品カテゴリールール (Product Category Rule) (以下「CFP-PCR」という。) に従い、自社の製品の CFP 算定を行い、CFP 宣言の案を作成する。

② 前項の CFP 算定結果と宣言の案について、協会の定める検証を受け、認定 CFP-PCR および関連規程への準拠が認められ、CFP 宣言登録・公開手続きおよび CFP マーク使用許諾契約を行うことにより、CFP 宣言が可能となる。

(要求事項)

第3条 CFP 算定・宣言のための要求事項は、「カーボンフットプリント算定・宣言に関する要求事項」および該当する CFP-PCR に定める。

(CFP 算定結果と宣言の案にかかる検証)

第4条 CFP 宣言を希望する事業者は、関連規定および該当する CFP-PCR に従って CFP 算定を行い、CFP 宣言の案を作成する。この CFP 算定結果および CFP 宣言の案を、「CFP 検証申請書」として協会に提出する。

② CFP 検証に関する規程は、「カーボンフットプリント検証規程」に定める。

附則

本規程は平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

訂番	年月日	頁	内容
01	平成27年5月1日	-	制定 エコリーフとの一体運営化の見直しに基づき、旧CFP算定・宣言規程（R-07-02）について、新規文書管理番号（CR-07-01）で制定。